

役員等選考規程

第1条 理事会は、選挙管理委員会を設置し、選挙管理委員会が役員等の選考における管理運営にあたる。

第2条 理事および監事は、評議員会においてそれぞれ評議員の中から選出し、それぞれ総会の承認を受ける。

第3条 理事長は、理事会によって推薦された複数の候補者の中から、定款第14条の2に掲げる直接投票により選出し、理事長の指名を受けた理事長代理とともに総会の承認を受ける。

第4条 理事長、理事、監事は得票上位のものから選出される。ただし、得票が同数の場合は年長者を優先する。また、理事長推薦理事はその限りではない。

第5条 理事長及び理事長推薦理事以外の理事と監事の直接投票は、無記名連記で行う。投票に先立ち理事会は候補者リストを作成し評議員に配布する。ただし、候補者以外のものを選挙しても差し支えない。

第6条 評議員の総数は会員の10%を超えないものとする。

第7条 評議員の選考においては、候補者として申請あるいは推薦されたものをもとに選考定数以上の候補者名簿を理事会が作成する。2年毎に評議員の投票によって約半数が改選される。定数は選考毎に理事会が決定する。評議員は得票上位のものから選出され選考定数を越えないものとする。改選の対象になっている評議員は、継続の意思を表明した場合に限り被選挙権を保有する。

第8条 新規に評議員となることを希望する正会員は、次の資格のすべてを満たしたもので、名誉会員、功労会員、現評議員のうち、2名の推薦状および評議員申請書(略歴、代表論文リストを含む)を改選前年度の7月末までに理事会に提出する。

- (1)日本免疫学会会員として原則5年以上在籍した者
- (2)大学、研究所、その他において免疫学または関連分野に関する職務に従事している者
- (3)直近の学術集会 5 回のうち1回以上参加している者

附 則

- 1 本規定の改正は、理事会の承認を要する。
- 2 本規定は、特定非営利活動法人 日本免疫学会の成立の日から施行する。
- 3 令和5年6月19日一部改正

利益相反規程

第1節 定義

第1条 本会会員が、産学連携による研究をなす場合には、学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元(公的利益)だけでなく、産学連携に伴って取得する金銭・地位・利権等(私的利益)が発生する場合がある。本会では、この状況が研究者個人の中に生じる状態を利益相反(conflict of interest: COI)と定義する。

第2節 学会学術集会等における利益相反事項の申告と開示

第2条 筆頭発表者及び責任研究者(非学会員を含む)は、本会が主催する学術集会、シンポジウム等で発表・講演を行う場合、本規程第3条に定める事項に関して、演題登録時から遡って過去3年間における発表演題に関連する企業との利益相反状態の有無を、発表・講演時にこれを開示する。

第3条 自己申告が必要な事項と申告基準額は、以下の通りとする。

- (1) 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、一つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上はこれを申告する。
- (2) 株式の保有については、一つの企業についての1年間の株式による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合はこれを申告する。
- (3) 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、一つの特許権使用料が年間100万円以上の場合これを申告する。
- (4) 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料等)については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上の場合これを申告する。
- (5) 企業や営利を目的とした団体がパンフレット等の執筆に対して支払った原稿料については、一つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50万円以上の場合これを申告する。
- (6) 企業等及び企業等を資金源とした非営利団体が提供する研究費(受託研究費、奨学寄付金、委任経理金等)及び寄付講座について、発表内容に関連して一つの企業から支払われた受託研究費又は共同研究経費の直接経費の総額が年間100万円以上の場合を申告する。奨学(奨励)寄付金については、一つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局(講座・分野)あるいは研究室の代表者に支払われた直接経費の総額が年間100万円以上の場合とする。寄附講座については、企業・組織や団体が提供する寄附講座に申告者が所属している場合とする。申告者が本項に定める企業や組織から個人的に受け取っている対価がある場合には別途申告する。
- (7) その他の報酬(研究とは直接無関係な、旅行、贈答品等)については、一つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上の場合を申告する。

第3節 機関誌 International Immunology 等における利益相反事項の申告と開示

第4条 本会の機関誌 International Immunology 等で発表を行う著者全員は、International Immunology Conflict of Interest Policy に沿い開示しなければならない。「Disclosure Statement」の記載内容は論文に掲載される。利益相反状態がない場合は、「The authors have no conflict of interest」の文言が同論文に記載される。

第4節 役員等の利益相反事項の申告と開示

第5条 本会役員(理事・監事)、学術集会会長・副会長、倫理・利益相反委員会委員ならびに出版委員会委員長は、本規程第3条に定める申告をなす。「役員利益相反自己申告書」(様式1)にもとづき、就任時にこれを理事長に提出する。様式1にて申告する利益相反状態は、本規程第3条記載の申告が必要な事項、及び申告基準額と同一とする。また、就任時から遡って過去3年間分を記入し、その期間を明示する。申告内容は、学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。在任中に利益相反事項に変更が生じたときは、すみやかに様式1にもとづき申告する。

第5節 利益相反事項の取り扱い

第6条 本会に提出された利益相反申告書は、理事長を管理責任者とし、学会事務局内において、個人情報として厳重に保管・管理する。役員及び委員の任期を終了した者、又は委嘱の撤回あるいは辞任が確定した者等に関する利益相反申告書は、最終の任期満了等その職を辞した日から2年経過したときに、管理責任者の監督下において削除・廃棄される。但し、理事会が削除・廃棄することが適当でないと認めた場合には、当該申告者の利益相反申告書の削除・廃棄を保留できるものとする。学術集會会長、副会長に関する利益相反申告書に関しても学会役員の場合と同様の扱いとする。

2 利益相反内容は、本会の役員・関係役職者・関係機関役職者に対し、当該個人と本会の活動との間における利益相反の有無・程度を判断の上、管理責任者の書面による許可のもとに、本規程に従い、随時開示することができるものとする。開示は、利用目的に必要な限度を超えてはならず、また、開示が必要とされる者に対してのみ開示する。

3 利益相反内容は、原則として非公開とするが、必要があるときは、理事会の議を経て、必要な範囲で本会の内外に開示若しくは公開することが可能である。この場合、利益相反内容が開示若しくは公開される当事者は、理事会に対して、事前に意見を述べる事ができる。

第6節 倫理・利益相反委員会

第7条 理事会が指名する理事若干名、評議員若干名および外部委員1名以上により、倫理・利益相反委員会を構成する。委員長は理事長が指名する。倫理・利益相反委員会は、理事会、出版委員会との連携にて、本規程に定めるところにより、本会におけるCOIに関わる事項を取り扱う。

第7節 申告違反への措置

第8条 第4条及び第5条の申告義務のある者が、利益相反申告書を提出しない場合、あるいは虚偽の申告書を提出した場合、理事会は、別に定める懲戒規程にもとづき処分することができる。

2 International Immunology で発表を行う著者、および学術集會等の発表予定者が提出した利益相反自己申告事項について、疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、理事会は、倫理・利益相反委員会に対し、学会として社会的説明責任を果たすため、その問題に関して事実関係の調査と審議を行い、答申するよう諮問する。理事会は、倫理・利益相反委員会からの答申にもとづき、措置内容について決定する。理事会は、深刻な利益相反状態が見込まれ、かつ説明責任が果たせない虞がある場合には、緊急の措置として、当該発表予定者の学会発表や論文発表の差止め等の措置を講じることができる。既に発表された後に同様の問題が発生した場合には、事実関係を倫理・利益相反委員会が調査し、掲載論文の撤回等の処分をなすことができる。また、理事会は、本会の社会的信頼性を著しく損なう場合には、別に定める懲戒規程にもとづき処分をすることができる。

3 倫理・利益相反委員会が、役員、学術集會会長、副会長及び本規程において利益相反情報の自己申告が定められている委員等のなした利益相反申告内容に疑義が有ることを指摘した場合、同委員会委員長は理事長に対し、文書をもって報告し、理事会は、役員及び委員の委嘱撤回等を含めた適切な措置を取ることができる。

第8節 措置に対する不服申し立て

第9条 審査請求と審査手続は以下のとおりとする。第8条の措置に対して不服のある者は、理事会議決の結果の通知を受けてから7日以内に、理事長宛てに審査請求の申立てをすることができる。審査請求書には、理事会が文書で示した措置に対する具体的な反論・反対意見を、簡潔に記載するものとする。その場合、理事長に開示した情報に加えて、異議理由の根拠となる関連情報を文書で示すことができる。

審査手続

- (1) 理事長は審査請求を受けた場合、速やかに利益相反問題管理委員会(以下、管理委員会という)を設置しなければならない。管理委員会は理事長が指名する理事若干名、評議員若干名および外部委員 1 名以上により構成され、委員長は理事長が指名する。倫理・利益相反委員会委員は管理委員会委員を兼ねることはできない。管理委員長は、審査請求書を受領してから 30 日以内に管理委員会を開催し、その審査を行う。
- (2) 管理委員会は、当該審査請求にかかる倫理・利益相反委員会・委員長、並びに審査請求者から、直接意見を聞くものとする。但し、定められた意見聴取の期日に出頭しない場合は、その限りではない。
- (3) 管理委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第 1 回の委員会開催日から 2 ヶ月以内に審査請求に対する答申書をまとめ、理事長に提出し、理事会でその処分又はその取消を決定する。

第9節 本規程の変更

第 10 条 本規程は原則として、数年ごとに見直しを行うこととし、倫理・利益相反委員会で本規程の見直しのための審議を行い、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 本規程は、平成 30 年 12 月 25 日から施行する。
- 2 本規程施行のときに既に役員に就任している者については、本規程を準用して速やかに所要の報告等を行わせるものとする。

懲戒規程

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人 日本免疫学会(以下「本会」という。)が会員に対して懲戒処分又はその他の処分を行うための必要な事項を定め、会員による本会が定める定款などの各規程の遵守を図り、会員の活動における高度の基準を維持することを目的とする。

第2条（懲戒の種類等）

本会が会員に課す懲戒処分は、以下の各号に掲げる通りとする。

- (1) 訓戒：口頭にて将来を戒める。
 - (2) 訓告：文書にて将来を戒める。
 - (3) 譴責：始末書を提出させ、将来を戒める。
 - (4) 委員会委員の罷免：委員会委員の職を解き、相当な期間を定めて委員の就任資格を停止する。
 - (5) 評議員の罷免：評議員の職を解き、相当な期間を定めて評議員の就任資格を停止する。
 - (6) 役員の罷免：役員の職を解き、相当な期間を定めて役員の就任資格を停止する。
 - (7) 会員資格の停止：相当な期間を定めて会員の資格を停止する。
 - (8) 除名：会員としての資格を喪失させる。
- 2 (4)に該当する者は、委員の就任資格停止期間が解除された後、新たに選出する委員会委員の候補者とすることができる。
- 3 (5)に該当する者は、評議員の就任資格停止期間が解除された後、新たに選出する評議員の候補者とすることができる。
- 4 (6)に該当する者は、役員の就任資格停止期間が解除された後、新たに選出する役員の候補者としてすることができる。
- 5 (7)に該当する者は、会員資格停止の期間中、本会の会費を納入しなければならない。

第3条（処分の対象）

理事会は、次の各号に掲げる行為をなした会員を懲戒処分の対象とすることができる。

- (1) 反社会的または刑罰法令に触れる行為であり、それが本会の名誉及び社会的信用に影響を及ぼすおそれがある行為
- (2) 研究者としての社会的モラルや品位にかける行為であり、それが本会の名誉および社会的信用に影響を及ぼすおそれがある行為
- (3) 本会の定款に違反する行為

第4条（処分の決定）

理事長は、第3条に該当する行為をなした疑いのある会員の存在が判明したときは、理事会に諮り、理事会が第2条1項(1)から(3)の処分を相当とし、かつ該当者がこれを了解した場合を除き、当該行為に係る理事若干名、評議員若干名により構成される調査委員会を設置し、その事実の有無、内容、程度、状況等を調査させなければならない。

- 2 第2条1項(4)から(7)の処分の期間は、3ヶ月以上2年未満とする。ただし、刑罰法令に触れる行為のときは、その量刑に応じて2年を越えることができる。
- 3 第2条1項(4)から(8)の処分を決定するときは、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 会員に対する処分の決定は、調査委員会報告書に基づき、理事会の議決を経なければならない。ただし、第2条1項(1)から(3)に該当する処分を決定するときは、状況に応じて理事会の議決を省略することができる。

附 則

- 1 本規程の改正は、理事会の承認を要する。
- 2 本規程は、平成26年12月11日から施行する。
- 3 本規程施行日以前に行われた懲戒相当行為は、この規程を適用しない。